

質問に対する回答

<仕様書3（1）について>

質問 郵送用物品（封筒等）の準備とあるが、封筒のサイズや材質等に指定はあるか。

回答

指定はありません。

<仕様書3（1）について>

質問 送料は市の負担か。その場合、後納印をお預けいただけるか。

回答

市の負担ではなく、本委託業務内に含まれますので、受託事業者で負担いただきます。

<仕様書3（2）について>

質問 想定される業務としては、事業者毎の紙ベースの資料及びデータを1つのリストに集約（必要項目の抜き出し、打ち込み等）をするという想定でお間違いないでしょうか。

回答

想定通りです。

<仕様書3（3）について>

質問 送付対象6万件のうち、架電対象となる約2万件はどのような基準で選定されるか。

回答

ダイレクトメール送付対象と架電対象は異なります。ダイレクトメールはNTTデータに掲載されている事業者に対して実施するものであり、架電は各許可業者がごみ処理契約を締結している排出事業者に対して実施するものです。

<仕様書3（3）について>

質問 「当課が用意する架電用の説明資料を用いて」とあるが、説明には何分ほど要する分量か。

回答

15分程度を想定していますが、架電先からの質疑等のやりとりがあれば、想定よりも長くなる可能性があります。

＜仕様書 3（４）について＞

質問 訪問前にアポイントを取る必要はあるか。また、個別訪問実施期間は業務（３）実施後とあるが、（３）と並行しても問題ないか。

回答

ごみ処理契約を担当している従業員に説明する必要があるため、アポイントは必要です。

業務（３）と並行して実施することにより、業務の進捗に支障が出ないのであれば問題ありません。

＜仕様書 3（４）について＞

質問 個別訪問用に作成した対象リスト（約 2 万件）のうち、約 1 万件の排出事業者に対して行うとあるが、この個別訪問が必要な約 1 万件は具体的にどのような事業者か（業種等）。

回答

対象は各許可業者がごみ処理契約を締結している排出事業者であるため、受託事業者にのみお伝えすることとなりますが、必ずしも特定の業種に偏りがあるとは限りません。

＜仕様書 3（４）について＞

質問 実施後は調査票を用いた当課への報告を行うとあるが、提出に期限はあるか（架電調査票、受電記録票は週に 1 回）。

回答

個別訪問については提出期限を設けていませんが、週に 1 回等、業務の進捗に支障が出ない範囲で、柔軟に対応いただくようお願いする予定です。

＜仕様書 3（４）について＞

質問 「当課が用意する個別訪問用の説明資料を用いて」とあるが、説明には何分ほど要する分量か。

回答

15 分程度を想定していますが、訪問先で質疑等のやりとりがあれば、想定よりも長くなる可能性があります。

＜仕様書3（3）（5）について＞

質問 架電及びコールセンターにおいて、受注者にて本受託業務専用の電話番号を用意するのか。また市外局番に指定はあるか。

回答

受託事業者において、本受託業務専用の電話番号の用意をお願いします。市外局番の指定はありません。

＜その他＞

質問 令和7年からの手数料変更に際して、次年度以降にも継続して啓発業務を予定しているか。

回答

予定していますが、同様の規模・内容になるかは未定です。